

犬山市 重点支援地方交付金令和7年度実施計画（第2回提出分）

交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	推奨事業メニュー	事業 始期	事業 終期	総事業費(千 円)	成果目標(可能な限り定量的指標を設定)	備考1 (重点支援地方交付金の追加 を踏まえた各省市の通知の 発出状況に定義されている 対象分野)
低所得者支援及び不足給付金【令和6年度低所得世帯支援枠等】	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R6,R7の累計給付金額 令和6年度住民税均等割非課税世帯 5,167世帯×30千円、子ども加算 459人×20千円、定額減税を補足する給付(うち不足額給付)の対象者 12,014人(210,890千円)のうちR7計画分 事務費 29,819千円 事務費の内容 [需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 業務委託料 使用料及び賃借料 人件費 として支出] ④低所得世帯等の給付対象世帯数(5,167世帯)、定額減税を補足する給付(うち不足額給付)の対象者数(12,014人)	-	R6.12	R8.3	375,080	対象世帯に対して令和7年8月までに支給を開始する	対象分野に関連しない
令和7年度子育て応援特別給付金	①エネルギー、食料品等の価格の高騰の影響を受ける子育て世帯を支援するため、臨時特例的な措置として給付金を支給する。 ②子育て世帯への給付金及び事務費 ③給付金額 児童手当対象者 11,000人×10千円=110,000円 事務費 9,163千円 事務費の内容 [需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 業務委託料 使用料及び賃借料 人件費 として支出] ④令和7年4月1日(以下「基準日」)において、市の住民基本台帳に記録されている(生活保護を受けている世帯を除く。犬山市内の入所施設等を含む。)のうち、基準日において日本国内に住所を有する18歳以下の者及び日本国内に住所を有する令和7年4月2日から同年6月30日までの間に出生した者を監護する者。	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	R7.4	R7.12	119,163	令和7年5月29日支給開始	対象分野に関連しない
省エネ住宅改修支援事業(推奨事業メニュー・R6補正予算分)	①既存の個人住宅で実施する高効率給湯器への取り替え(省エネ住宅改修)に対して補助を行い、物価高騰の影響を受ける生活者を支援する ②住宅省エネ改修支援補助金(上限15万円) ③19,070,400円(69,600円×274件) ※単価、件数はR5に実施した同様の事業の実績値より算出 ④自ら所有し、1年以上居住している既存住宅に補助対象基準に合致する省エネ改修を行う市民	④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	R7.4	R8.3	19,071	令和8年3月までに申請を受理したのについて補助金を100%交付	省エネ家電買い替え等
省エネ住宅改修支援事業(推奨事業メニュー・R7補正予算分)	①既存の個人住宅で実施する高効率給湯器への取り替え(省エネ住宅改修)に対して補助を行い、物価高騰の影響を受ける生活者を支援する ②住宅省エネ改修支援補助金(上限15万円) ③19,070,400円(69,600円×274件) ※単価、件数はR5に実施した同様の事業の実績値より算出 ④自ら所有し、1年以上居住している既存住宅に補助対象基準に合致する省エネ改修を行う市民	④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	R7.4	R8.3	19,071	令和8年3月までに申請を受理したのについて補助金を100%交付	省エネ家電買い替え等
学校給食費米価等高騰対策事業	①賄材料の高騰による給食費の値上がり分を補助することにより、子育て世帯への負担を軽減する。 ②小中学校給食費の値上分の補助金(※教職員分は除く) ③(小学生)20円×3,240人×185日=11,988,000円 (中学1,2年生)20円×1,150人×185日=4,255,000円 (中学3年生)20円×640人×170日=2,176,000円 ④市内在住で給食の提供される小中学校に通う生徒児童の保護者	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	R7.4	R8.3	18,419	令和8年3月までの給食値上分について100%保護者の負担増なしで提供する。	給食
民間保育所給食費軽減対策支援事業	①物価高騰の影響を受けながら利用児童に対して安定的な給食の提供を実施している市内民間保育所等を支援する。 ②民間保育所側が負担する給食費の値上分に対する補助金 ③100円×13,350人(延べ人数:予定)=1,335,000円 ④市内民間保育所等が給食費の値上がり分を(利用児童の保護者から徴収せずに)負担している場合、その値上がり分給食費の内、基準額範囲内の事業費	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	R7.6	R7.12	1,335	令和7年7月から9月までの期間に民間保育所で提供する給食1食あたり100円の食料費補助を100%実施する。	給食
多子多胎世帯犬山産米配布業務(推奨事業メニュー分)	①米価の高騰の影響を大きく受ける多子世帯・多胎世帯に対して米を配布することで負担を軽減する。 ②多子多胎世帯に配布する米代及び発送費用 ③米代(10Kg)10,200円×1,070世帯=10,914,000円(送料・梱包費用含む) ④中学生以下の子どもを含む3人以上の子どもを養育する世帯または、中学生以下の多胎子ども(双子など)を養育する世帯	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	R8.1	R8.3	10,914	令和8年2月までに対象世帯への配送を100%完了する。	農林水産・食品分野